

公共サービス改革基本方針の素案【未定稿】の骨子

第1 意義及び目標

第2 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1. 基本的な考え方

- (1) 公共サービスに関する不断の見直し
- (2) 公共サービスの質の維持向上及び経費の削減
- (3) 公共サービスの適正かつ確実な実施を確保するための措置
- (4) 透明性・中立性・公正性の確保
- (5) 地方公共団体が実施する官民競争入札又は民間競争入札に関する国の役割

2. 国の行政機関等が実施する公共サービスの改革

- (1) 対象公共サービスの選定
- (2) 官民競争入札又は民間競争入札の実施等
(別添：官民競争入札実施要項又は民間競争入札実施要項の内容に関する留意事項)
- (3) 対象公共サービスの実施等

3. 地方公共団体が実施する官民競争入札又は民間競争入札

- (1) 地方公共団体に求められる役割等
- (2) 「合議制の機関」の設置

4. 官民競争入札等監理委員会

5. 対象公共サービスの実施期間終了後の実施の在り方に関する評価及びこれに伴う基本方針の見直し

- (1) 評価の位置付け
- (2) 評価の手続
- (3) 評価の観点
- (4) 基本方針の見直し等

6. 公務員の処遇

7. 制度の活用に向けた取組

第3 法第7条第2項第3号から第8号までに掲げる事項